

山形広域環境事務組合と山形県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

〔 昭和60年7月
組合議会議決 〕

改 正 平成4年3月議決

(事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、山形広域環境事務組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を山形県（以下「乙」という。）に委託する。

（平4・一部改正）

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。

ただし、その経費は甲が負担するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 乙は、委託事務の処理に適用される条例、人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、ただちに当該条例、人事委員会規則等を甲の管理者に通知しなければならない。

第4条 甲が委託事務の処理に関係ある条例、規則、規程等を制定し、又は改廃したときは甲の管理者は、ただちに当該条例、規則、規程等を乙の人事委員会に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規約は、平成4年4月1日から施行する。